

下関市ボートレース企業局工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市ボートレース企業局（以下「局」という。）が発注する工事の入札及び契約における不正行為の排除の徹底並びに当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の積算努力の促進を図るため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 局が発注する工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するもの（以下「対象工事」という。）について、工事費内訳書（別記様式）の提出を求めるものとする。

2 入札時積算数量書活用方式の対象工事において、当該方式の適用を希望する場合には、前項に規定する工事費内訳書に加え、当該内訳書の積算根拠とした数量を、局が交付し公開する入札時積算数量書に記載し提出するものとする。この場合において、提出された当該数量書の数量は工事費内訳書の一部として取り扱うものとする。

(周知)

第3条 対象工事である旨を下関市ボートレース企業局契約規程（平成26年競艇企業局規程第16号）第4条第1項の規定による公告及び第17条第2項の規定による通知（以下「公告等」という。）において明らかにするものとする。

(提出方法)

第4条 入札書を持参して行う入札においては、入札書と同封のうえ、公告等において指定する入札日時に入札場所へ持参して提出するものとする。

2 郵便による入札においては、入札書と同封のうえ書留郵便により提出するものとする。（公告等において指定する提出期限までの消印があること。）

3 下関市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に

よる入札においては、入札書に電子ファイルの形式で添付し、公告等において指定する提出期限までに電子入札システムにより提出するものとする。

(工事費内訳書の記載項目)

第5条 工事費内訳書の記載項目については、公告等を行う際に局が指定するものとする。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、下関市ボートレース企業局工事等請負契約入札心得（平成26年4月1日制定）第8条第10号に該当するものとして当該入札参加者のした入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書の提出のないもの。
- (2) 第4条の提出方法によらずに提出されたもの。
- (3) 工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができないもの。
- (4) 入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの。
- (5) 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの。
- (6) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの。
- (7) 工事費内訳書の各項目が、第5条により局が指定した記載項目を満たしていないもの。
- (8) 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のあるもの。
- (9) 値引きの記載があるもの。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は平成27年9月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 2 月 1 2 日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

別記様式

(宛先) 下関市ポートレース事業管理者

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職・氏 名

工 事 費 内 訳 書

工事名

工 種 等		金 額 (円)
	工	円
	工	円
	工	円
	工	円
直接工事費		円
	うち材料費	円
	うち労務費	円
共通仮設費		円
現場管理費		円
	うち法定福利費の 事業者負担額(※1)	円
	うち建退共制度の掛金	円
一般管理費		円
工事価格		円
	うち安全衛生経費(※2)	円

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業者負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」

<注意事項>

- ・各項目について消費税抜きの金額を記載すること。
- ・各項目に空欄又は0円の記載がないこと。
- ・入札金額と工事価格が一致すること。
- ・工事価格と各項目の合計金額が一致すること。
- ・直接工事費と各内訳工種の合計金額が一致すること。